

最低敷地面積の変更に係るガイドラインの作成について

1 現在の状況

民間事業者から都市計画提案制度により最低敷地面積の変更が提案される予定であり、市の方向性を示す必要がある。

方向性：ガイドラインで示す要件を満たした場合は最低敷地面積を変更する都市計画の変更を行う。

2 変更を行う背景

- ・宗像市では人口減少が予測され、第三次宗像市総合計画では「定住・移住施策等を積極的に展開し、計画終期(令和 17 年 3 月末時点)での人口維持を目指していきます」としており、移住施策が必要である。
- ・宗像市立地適正化計画では、郊外に子育て世代、中心拠点などに高齢者の居住を誘導しており、都市計画の変更により誘導を行う。

3 変更を行う理由

①人口流出への対応

- ・宗像市から転出超過となっている市町がある

②住宅購入を希望する子育て世帯の需要に適した宅地の供給

③利便性の高いエリアへの居住の誘導

4 今後の方向性

都市計画の規制と誘導を用いて、最低敷地面積を 200 m²から 165 m²に変更するだけでなく、子育て世代の需要に適した宅地供給を促進する。特に郊外ではゆとりある住環境に資するまちづくりを行うことで、定住・移住を促進し、居住の集約化と誘導を図る。